

第15回 勝山市長選挙

投票することは、重要な権利であり、市民の義務です。一人ひとりが自覚と良識をもって、一票を投じましょう。

問 総務課内 選挙管理委員会事務局
(☎88-11116)



大事な投票、忘れずに!

勝山市で投票できるかた

■年齢要件
昭和63年12月1日以前に生まれたかた(投票日当日において、満年齢20歳に達しているかた)で、住民登録をして引き続き勝山市に居住していること。
■住所要件
平成20年8月22日以前に住民登録、そして、引き続き勝山市に居住していること。

市内で住所を変更されたかたの投票場所

11月14日(届出日)から投票日まで間に、勝山市内で転居届を出されたかたは、入場券に記載されている元の住所地の投票所で投票してください。

入場券を郵送します

入場券は、11月26日までに郵便でお届けします。あなたの投票場所や投票時間について記載してあります。一度、ご確認ください。
万一、入場券が届かないときは、勝山市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。
入場券は、世帯ごとにとめて封筒に入っていますので、必ず自分のものであると確認し、投票所の受付へ提出してください。入場券を忘れても、受付で申し出れば本人確認のうえ投票できます。



平成20年度 勝山市明るい選挙ポスターコンクール 小学校の部 最優秀賞 加藤 颯捺さん(村岡小5年)

投票日/11月30日(日)

投票時間/午前7時から午後8時まで

(第13投票所 谷公民館は午後6時まで)

告示日/11月23日(日)

投票日前でも

直接投票できます

「期日前投票」

投票当日、仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができないかたは、「期日前投票制度」をご利用ください。ただし、選挙期日に投票できない理由を選択する「宣誓書」への記載が必要です。

●期日前投票ができる

期間・時間・場所

投票期間▼
選挙の告示の翌日から選挙期日の前日までです。
11月24日(月・祝)～11月29日(土)

投票時間▼
午前8時30分～午後8時

投票場所▼
市役所1階の期日前投票所(中央公園側、農林政策課のとなりです)
※印鑑などは不要ですが、入場券をお持ちください
(入場券が無くても受付に申し出れば、本人確認のうえ投票ができます)

からだの不自由なかたへ

郵便などによる不在者投票ができます

身体に重度の障がいがあるかたは「郵便による不在者投票」の制度があります。
身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けているかたで、障がいの程度が左表に該当するかたが申請できます。

障がいの部位	両下肢・体幹・移動機能	心臓・腎臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸	免 疫
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1級から3級まで
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで (両下肢・体幹)	特別項症から第3項症まで	—
介護保険の被保険者証	介護保険法の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

郵便投票証明書の

交付申請

郵便による不在者投票を行うためには、「郵便投票証明書」(7年間有効)の交付を受ける必要があります。勝山市選挙管理委員会が常時、受け付けていますので、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険証を添えて申請してください。

代理記載制度について

「代理記載制度」は本人に代わって代理記載人が投票用紙に記載できる制度です。
対象となるのは、郵便投票証明書の交付を受けているかたで、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚障害1級、または戦傷病手帳に上肢もしくは視覚の障がい程度が特別項症から第2項症まで記載されているかたです。
代理記載による投票方法には、あらかじめ郵便投票証明書の申請に加え、代理記載人の届出が必要ですので、早めに手続きをしてください。

代理投票について

からだの不自由なため、自分で候補者名を書くことができないかたは、代理投票ができます。
投票所の受付で「代理投票を」と伝えてください。補助者が、本人の立ち会いのうえ、代理投票します。

市民会館で即日開票 参観者は200人まで

開票は11月30日(日)、午後9時から勝山市市民会館大ホールで行います。
開票所の参観人は200人に制限させていただきます。
ご希望のかたは、午後8時30分から受け付けますので、市民会館玄関前にお越しください。

点字投票について

視覚に障がいのあるかたは、点字で投票することができますので、受け付けの際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出てください。点字投票用の投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。
(点字器および点字での候補者などの名簿も投票所に備えています)

